

大学法人化とモラル－コンテクストの変容－ その1 予備的考察

木村 競*

(2005年9月20日受理)

Incorporation of National Universities and Moral (1)

Kiso KIMURA*

(Received September 20, 2005)

はじめに

2004年（平成16年）4月1日より国立大学は国立大学法人になった。いわゆる「大学法人化」である。本稿から始める一連の論考は、この大学法人化にともなって大学およびそれを取りまく状況において生じた問題を、モラルに関わる問題として倫理学的に考察しようとするものである。本稿は、予備的考察として、この考察はどのような形で可能なのかを考えておく。

1. 「大学法人化とは何か」という問いは意味をもつか

本稿では、「大学法人化とは何か」ということをまず明らかにすることから考察を始める、というスタイルはとらない。

なぜなら、このように独立した形で立てられた問い合わせが想定しているのは、法人化にともなって生じるどのような問題を論じる際にも通用し、前提となる法人化の定義、言い換えれば法人化の本質的規定があるということであるが、そのようなものはどこにもないからである。

例えば、国立大学法人についての法律的規定はどうか。確かにそれは法人化にともなって生じている多くの問題を論じる際に何らかの意味で関わるであろう。しかし、この「関わる」ということは、本質的規定であるということとは違う。それらの問題を論じる際に、法律的規定から演繹される内容を既定のものとして論じる必要はないからである。それらの問題を論じるということは、かえって、それに関わると思われる様々な規定要因を問い合わせすことなのであって、法律的規定（およびそこから演繹される内容）はその規定要因の一つとして、まさに「法律的規定にすぎない」のである。法人化の本質として語られる他の規定、例えば「経済的効率化」、「大学運営・経営の自由化」、「人員削減」、「社会の要請に応じた大学への転換」等も同様であり、これらは全て、一定の視点か

*茨城教育学部知識経営講座倫理学研究室（〒310-8512 水戸市文京2丁目1-1）

ら見た本質的規定であると言うことはできない。

そうであるにもかかわらず「大学法人化とは何か」いう形で問い合わせ立てて、それに答えようとするならば、その答え方に応じて、例えば、問題を「経済活動」として見るというような一定のコンテクストが設定される。このようにして一度コンテストが設定されれば、考察すべき問題をすべて、限定された一定のコンテクストの中に取り込むことにつながりかねない。

重要なのは、法人化にともなって生じている多くの問題を、その問題が生じているそれぞれのコンテクストにおいて論じることである。個々の問題にはそれぞれのコンテクストがある。そのコンテクストの中で論じてこそ、問題が意味するところ、そしてその問題の生起が意味するところを明らかにすることができます。

したがって、本稿から始める一連の論考においては「大学法人化とは何か」ということを一般的な形では規定せず、次稿以降の考察においては、個々の問題をそれが置かれているコンテクストにおいて論じていくことにする¹⁾。

2. 大学という組織

次に、「大学とは何か」という問い合わせ、まず答えられるべき問い合わせとして浮かび上がる。しかし、これについても前節と同様のスタンスを取ることにしたい。

「大学」についても「最高学府」すなわち最も高度な教育機関であるとか、社会的効用に制約されない研究機関であるとか、様々な「本質的規定」の候補が語られる。しかし、どれを取るにしても、（相対的に重要ではあるが）限定された規定であって、問題を考察するコンテクストを限定するはたらきを持つ。本稿から始める一連の論考においては、そのようなコンテクストの限定を避け、個々の問題をそれが置かれているコンテクストにおいて論じていくことにする。

その際、以下の4点に留意する必要があるだろう。

第一。ある存在者について、それが何であるかを規定する場合、よく用いられるのはその存在者の機能を取り出すという方法である。大学について、教育機関であるとか、研究機関であるとかと定義されるのも、大学が教育、研究という機能を果たしているからである²⁾。

しかし、法人化にともなって生じている問題のある部分は、この大学の機能が（教育、研究というだけでなく）多様化していること、個々の機能の内容も変化していることに関わっている。したがって、問題を論じる際に、これまで大学の機能として当然視されてきたものを自明の前提として問題を論じることはできない。

第二。大学も組織である以上、一定のまとまりを持つ。それは、例えば、その機能を大学として独自に果たすことができるという形で現れる。そうである限りは、大学とその「外部」の間には境界線を引くことができるだろう。

しかし、法人化にともなって、例えば地域貢献という機能が大学に求められるようになっているが、地域貢献はまさに「外部」との関係において成り立つものであり、「外部」との境界線を越えていく営みである。研究においても「外部」との共同研究が重要視され、さらには教育においても、一方では高校との連携、一方では就職先との連携という形で、その機能を「外部」とむすびついて

果たす動きが生じている。大学の機能に関するこのような「外部」との境界線の移動と曖昧化は、法人化にともなって生じている問題を論じる際に留意すべき重要点である³⁾。

第三。いま、組織としてのまとまりということを述べたが、構成員からみた場合、大学という組織は活動の目的からする拘束力が弱いという特徴を持つ。企業や行政組織、NPOといった組織は、構成員の活動が組織としての活動目的を実現するために（まさに）組織化されているのに対し、大学においては、教員にしても学生にしても、その活動は大学の活動目的に沿ったものでなければならないというわけではなかった。要するに「好きなこと」が出来た⁴⁾。

しかし、法人化にともなう「中期目標－中期計画」システムの登場で、構成員（特に教員）の活動についても、大学という組織全体の活動目的を実現するために行われることがより求められるようになった。とはいえ、「中期目標－中期計画」に合致したことだけしか行えなくなってしまったわけではないし、逆にそれだけを行っていては組織としての大学の活動も弱体化することも明らかだろう。構成員にとっては、この両者のバランスをどうとるか、言い換れば組織の一員としての「政策的視点」とそこで自分の「人生」を過ごす「実存的視点」のバランスをどうとるかということは、法人化にともなう様々な問題に関わって直面する悩ましい課題である⁵⁾。

第四。大学といっても千差万別である。国立大学に限っても、規模、構成、歴史、所在地など、それぞれに異なる。「地方国立大学」というくくり方をすることもあるが、これとて大学毎に置かれている状況は様々である⁶⁾。

法人化にともなう様々な問題も、まさにこの大学毎の状況において生じる。大学一般などはどこにも存在しないのと同じように、法人化にともなう問題一般も存在しない。次稿以降の考察においては、茨城大学の問題を中心に論じていくことにする。

3. モラルという視点

「モラル」という「日本語」を辞書⁷⁾で引くと「①道徳。倫理。習俗。②道徳を単に一般的な規律としてではなく、自己の生き方と密着させて具象化したところに生まれる思想や態度。」とある。これから論考に言うモラルとは、言うまでもなく②の意味である。

これまで考えてきたように、論じるべき問題は大学毎の具体的状況において生じ、問題と捉える側もそこに具体的コンテクストを想定している。当事者・関係者は、そのような「具体的」問題に、どのように「具象化したところに生まれる思想や態度」で接しているか、接することができるか、を論じていきたい。

その際、以下の五点に留意して考察を進めたい。

第一。モラルは、問題を理解することに関わる静止的な態度と言うよりも、その問題を生じさせるに至った行為、そしてその問題に対処すべく行われる行為に関わる動的な態度であることを重視したい。同じ辞書には、「モラール」という「日本語」について「志氣。やる気。」という語義が示されているが、このモラールの意味も重ねて考えたい⁸⁾。

第二。モラルと権利の関係を見逃さないようにしたい。モラルとは単に「気持ち」の問題なのでない。一定のモラルに基づいた行為は、それを行うことが当然であるという主観的確信のみなら

ず、客観的な正当性を持ったものである。「(何かによって)正当化されている（自分または他者の）行為についての力」のことを「権利」という。モラルは権利を支える。別の言い方をすれば、権利を正当化するのは「法律」だけではない。法律によつては規定されない行為、さらには法律を超える行為を行う権利という視点からも、モラルを考えたい。

第三。モラルは個人の行為に關わるだけでなく、組織の活動についてもモラルということを想定できる⁹⁾。大学という組織に關わる問題を取り上げる以上、そして法人化ということが組織的な働きかけで生じた事態である以上、組織のモラルこそが論じられるべきことといつてもできる。しかし、組織の活動が誰か個人に担われて行われる以上、当然の事ながら、組織のモラルと個人のモラルの関係が問われねばならない。さらに、組織に關わる問題を論じる場合、単純に個人対組織ということだけではなく、構成員相互の関係という視点も必要である。組織の活動は複数の人間の共同作業で行われることが常であることはについては、大学という組織も例外ではない。

第四。モラルとは単に「気持ち」の問題なのではないということは、いわゆる「心情倫理」対「結果倫理」という図式からも考えられる。モラルがいかなるものか、それが行為をどう導くかということは、その行為の結果からも考えられる必要がある。その際見逃せないのは、行為は「意図せざる結果」を生み出すこともあるということである。特に、個人の「心情」としてはモラルに基づいた行為をしたつもりでも、他者や組織の活動に与えた影響がモラルに反してしまうということは往々にしてある。

第五。しかし、逆に言えば、またモラルが當為性を持つものである以上、モラルをそれが導いた結果からのみ論じることはできないということも言える。さらに、ある組織においてあるモラルが浸透しているというイメージを、当の組織の構成員および外部の者が有しているということは大きな意味をもつ。例えば、大学人は「社会的効用に制約されることなく研究活動を行うべきである」というモラルを有しているというイメージは、現在においても社会的に相当強くある。これが事実であるかは相當に疑問であるが、だからといって、このイメージを打ち消せばよいというものではない¹⁰⁾。

かくして、モラルという視点から論じるということは、大学の人的組織としての様々な側面を浮かび上がらせることにつながるのである。

4. コンテクストの変容と倫理学的思考

大学法人化にともなって大学およびそれを取りまく状況は変化した。このことを、大学をめぐる諸問題を論じる立場から言えば、大学の活動に関するコンテクストの変容である。状況の変化は問題を生じさせたが、同時に、それらの問題を論じるにはどのようなコンテクストにおいて行えばよいかという「問題」をも生じさせた。冒頭に述べた「大学法人化にともなって大学およびそれを取りまく状況において生じた問題」には、コンテクストの変容にどう対処するかといつても含まれているのである。

倫理学的思考とは、単にモラルを問題にするということではない。それは、人間の行為および人的組織の活動について、それらの前提となつてゐる知識内容および思考方法をあらためて問い合わせ直す

こと、そして、それらとは「別なように」思考する可能性と手がかりを探ることである。その意味で、このコンテクストの変容に対処するために、倫理学的思考は不可欠である。

ただし、状況の変化、コンテクストの変容は止むことはない。この変化、変容のプロセスに寄り添いながら、次稿以降、そこで生じている問題を倫理学的に考察を進めたい。

注

- 1) 無論、一つの問題について複数のコンテクストが想定されるし、一つのコンテクストにおいて複数の問題を論じる必要がある場合もあり得る。重要なのは、それを丁寧に解きほぐして、一般的な議論に回収されることを避けることである。
- 2) ある存在者をその機能から定義するというのは、人工物（すなわちその機能を持つように人間が作成したもの）の典型的な定義のしかたである。大学もまた人工物に他ならない。しかし、一旦作成された人工物は、それを作成した人間の意図を超えた／意図とは異なる機能を果たすこともままあることである。
- 3) 「外部」との境界線の移動と曖昧化が進む動向を説明するために使われる（曖昧な）決まり文句が「社会の要請」である。
- 4) 以前から、大学の活動の目的を（抽象的であるにせよ）示しているのは学則であるが、それを読んで入学を希望したり、教員公募に応募したりする者はいなかったと言ってよいだろう。次に述べる「中期目標－中期計画」にしてもこの点では同じであるが。
- 5) 「中期目標や中期計画の中身なんて私は知らない。どこかで決まったんでしょ。」というのも一つのバランスの取り方ではある。
- 6) 先に使った「コンテクスト」とここでいう「状況」は実質的には同じことを指している。論じる側に即して言うときは「コンテクスト」、論じられる問題に即して言うときは「状況」という言い方を用いる。
- 7) 『広辞苑 第5版』電子辞書版。
- 8) 先ほどの「モラル」は英語では moral、フランス語では morale に対応し、「モラール」は英語では morale、フランス語では moral に対応する。
- 9) 『岩波哲学・思想事典』の「モラリスト」の項目に以下の記述がある。「『道徳 morale』からの派生語で、この語が生まれた17世紀末には「道徳のことを書き、扱う著者」を意味し、ときには「厳格な道徳家」を意味することもあったが、その後、moral の語の語源であるラテン語の mos に由来するもう一つの語、「ムルス moeurs」との関連が次第に強まり、18世紀後半からは「ムルスを扱う作家」の意味で使われ始めた。「ムルス」とは、個人の生活上の習慣、とくに品行を意味するとともに、集団としての人間がつくる社会の風俗、慣習をも意味する語である。(後略)」この「ムルス」の意味も込めることにしたい。
- 10) このような「イメージ」は、「誰でもやっていること」という捉えられ方をすると、往々にして強い脅迫＝強迫性を持つことがある。